

わがまち特例一覧【償却資産】

令和8年4月1日現在

名称	根拠法令	取得期限	適用期間	特例率	具体的資産等
家庭的保育事業	地方税法第349条の3第27項	—	無期限	1/2	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産
居宅訪問型保育事業	地方税法第349条の3第28項	—	無期限	1/2	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産
事業所内保育事業	地方税法第349条の3第29項	—	無期限	1/2	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する償却資産
特定事業所内保育施設	旧地方税法附則第15条第32項	—	5年間	1/2	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者（最初に当該政府の補助を受けた者に限る）が企業主導型保育事業の用に供する償却資産で補助に係るもの（有料で借り受けた償却資産は対象外）
汚水又は廃液処理施設	地方税法附則第15条第2項第1号	令和6年4月1日～令和10年3月31日	無期限	1/2	汚水又は廃液の処理施設で使用する、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等（平成30年3月31日までに取得したものについては、1/3）
活性炭吸着装置	旧地方税法附則第15条第2項第2号	平成26年4月1日～令和3年3月31日	無期限	1/2	テトラクロロエチレン系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性吸着回収装置。なお、既存の対象資産の代替装置は対象外。また、平成28年4月1日以降に取得したものは、中小事業者等が取得したもののみ特例の対象となる。
活性炭吸着装置	旧地方税法附則第15条第2項第3号	平成26年4月1日～平成30年3月31日	無期限	1/2	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性吸着回収装置。なお、既存の対象資産の代替装置は対象外。また、平成28年4月1日以降に取得したものは、中小事業者等が取得したもののみ特例の対象となる。
下水道除害施設	地方税法附則第15条第2項第5号	令和5年4月1日～令和10年3月31日	無期限	4/5	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等（令和5年3月31日までに取得したものについては、3/4）

わがまち特例一覧【償却資産】

令和8年4月1日現在

名称	根拠法令	取得期限	適用期間	特例率	具体的資産等
特定太陽光発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備を除く	旧地方税法附則第15条第25項第1号イ	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	3年間	2/3	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備（1,000kw未満）及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置
特定太陽光発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備を除く	旧地方税法附則第15条第25項第1号イ	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	2/3	次に掲げる太陽光発電設備（1,000kw未満）及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置 1 認定地域脱炭素化推進事業計画に従い取得した設備であって、次のいずれにも該当するもの (1) 出力50kW以上であること (2) 次に掲げるいずれかの要件に該当すること ア 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。）又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。）を受けて取得した設備 イ 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の24第1項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備 (3) 建築物の屋根に設ける設備で無いこと (4) 公有地に設ける設備で無いこと 2 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

わがまち特例一覧【償却資産】

令和8年4月1日現在

名称	根拠法令	取得期限	適用期間	特例率	具体的資産等
特定太陽光発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備を除く	地方税法附則第15条第24項第1号イ	令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	1/2	産業技術実用化開発事業費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)又は特定公募型研究開発費補助金(グリーンイノベーション基金補助金)のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置
風力発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備	旧 地方税法附則第15条第25項第1号ロ	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	2/3	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(出力20kw以上であって、認定を受けたものに限る。)
風力発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備	旧 地方税法附則第15条第25項第3号ロ	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	3/4	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(出力20kw未満であって、認定を受けたものに限る。)
水力発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備	地方税法附則第15条第24項第1号ロ	令和2年4月1日～ 令和11年3月31日	3年間	1/2	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(出力5,000kw未満であって、認定を受けたものに限る。)
バイオマス発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備	旧 地方税法附則第15条第25項第1号二	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	2/3	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(出力10,000kw以上20,000kw未満であって、認定を受けたものに限る。)
バイオマス発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備	旧 地方税法附則第15条第25項第2号	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	6/7	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(出力10,000kw以上20,000kw未満であって、認定を受けたものに限る。)のうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備
バイオマス発電設備 *FIT・FIP制度の対象となる発電設備	地方税法附則第15条第24項第1号二	令和2年4月1日～ 令和8年3月31日	3年間	1/2	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備(出力10,000kw未満であって、認定を受けたものに限る。)
一体型滞在快適性等向上施設	地方税法附則第15条第36項	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	5年間	1/2	滞在快適性等向上区域において、民間事業者などが市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業により整備した償却資産

わがまち特例一覧【償却資産】

令和8年4月1日現在

名称	根拠法令	取得期限	適用期間	特例率	具体的資産等
中小事業者等が取得した 先端設備	旧地方税法附則第64 条	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	3年間	0	認定先端設備等導入計画に従って取得した事業の用に供 する償却資産（構築物、建物附属設備、機械及び装置等）